

松戸市教育委員会会議録

令和 2 年 4 月 定例会

松戸市教育委員会会議録

令和2年4月定例会

開 会	令和2年4月9日 (木) 午後2時より	閉 会	令和2年4月9日 (木) 午後3時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	×	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年4月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	生涯学習部 審議監	江部 昭夫	23		
4	教育企画課 課長	菊地 治秀	24		
5	” 課長補佐	大西 真	25		
6	” 主幹	永淵 智幸	26		
7	” 主査	武田 茂	27		
8	” 主任主事	島村 仁美	28		
9	” 主事	金子 悟	29		
10	戸定歴史館 館長	後藤 泰之	30		
11	保健体育科 課長	加藤 将秀	31		
12	” 課長補佐	御園生 朋寛	32		
13	” 主任主事	増田 奈々	33		
14	スポーツ課 課長	塩路 猛	34		
15	” 主任主事	齋藤 康平	35		
16	” 主事	三野 貴史	36		
17	社会教育課 課長	瀬谷 眞一	37		
18	” 主査	木村 勉	38		
19			39		
20			40		

令和2年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和2年4月9日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

令和2年4月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第1号

松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について (戸定歴史館)

② 議案第2号

松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課)

③ 議案第3号

松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)

④ 議案第4号

松戸市文化財の指定について (社会教育課)

⑤ 議案第5号

松戸市教育委員会の非常勤職員等に係る災害補償に関する規則の一部を
改正する規則の制定について (教育企画課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

傍聴人は既に別室に入場されています。本日から何回続くか分かりませんが、新型コロナウイルス感染症への対策として、別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

本日、市場委員が所用により欠席されています。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和2年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

◎議席の指定

議題に入ります前に、新型コロナウイルス感染症への対応として各委員の距離を取るよう席次を変えておりますので、議席の指定を改めて行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま氏名標を置かせていただいている席を議席として指定いたします。ご承知おきください。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案5件となっております。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第1号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議案第1号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 ご説明いたします。申し訳ございません、ちょっと訂正がございます。松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱についてとなっておりますが、新委員は市の職員でありますので、委嘱ではなく任命となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、松戸市戸定邸保存活用審議会条例第4条の規定に基づき、令和2年4月1日付人事異動に伴い松戸市戸定邸保存活用審議会委員に変更が生じたことから、2号委員として松戸市公園緑地課長であります斉藤寛之を新委員として任命するためでございます。任期につきましては、前任者の残任期間であります令和2年4月9日から令和3年12月24日までとなります。

松戸市戸定邸保存活用審議会委員名簿は資料2ページのとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入りますが、これは委嘱じゃなくて任命ということですね。そうすると、表題の委嘱を任命に、それから、本文2行目を委嘱でなくて任命に、それから、提案理由のところを、任命するためというところで訂正するというところでございます。

ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

人事異動に伴うものということでございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 特にないようでございますので、以上をもちまして質疑及び討論は終結と

いたします。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第2号

教育長職務代理者 続きまして、議案第2号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

保健体育課長。

保健体育課長 マスクしたままで申し訳ございません。

それでは、議案第2号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第6項により、4ページ、推薦者名簿記載の令和元年度をもって退任された学校医及び学校歯科医の先生4名でございます。先生のご経歴等につきましては5ページ以降の議案第2号資料の推薦調書に記載のとおりでございます。長い年月にわたり児童生徒の健康保持、増進と学校保健の推進のためにご尽力いただきました。このことに対しまして感謝の意を表すため、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

いずれも大変長くお務めをいただいた先生方ということで、4名の方が。

武田委員。

武田委員 本件と直接は関係ないんですけども、ちょっとお伺いしたいなと思ったのは、医師の先生はすごくいろいろな学校を替わって務めていただいているんですが、歯科医の先生は比較的同じところというふうになっていて、何か業務上、替わったほうがいいとか、あるいはひとところでもいいとか、何かそういうのがあるのかなと漠然と思ったものですから、何かあれば教えていただければと思います。

保健体育課長 すみません、学校医の配置につきましては全部、医師会のほうが配置しておりますので、その配置につきまして委員会で、こうだ、こうだというのがちょっとないもので、医師会のほうの管轄になっておりますので、ということです。

武田委員 替わることに特段の理由はないんですか。

保健体育課長 とは思うんですけれども、そこまでこちらはタッチしていないもので、歯科医なんかはちょっと少なくなってくる傾向はあるんですけれども、そこは医師会の中で複数校とか、やり繰りをしていただいているという現状はございます。

以上でございます。

武田委員 では、市場先生に教えてもらいましょう。

教育長職務代理者 そうですね、医師会、それから歯科医師会、それぞれで考えてやっていた中で、複数校を並行して見ていただいている先生もいらっしゃいますので、その入れ替わるという認識が、そういう言い方が正しいのかも含めて、それは医師会と歯科医師会でのお考えがあって、なさっていることなのかなど。今日、市場先生がお仕事の関係で来られませんが、ぜひまた確認したいと思います。

そのほか、いいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 それとの関連で、ちょっと参考までに教えていただきたいんですけれども、いわゆる医師会に所属しておられる学校医の方と歯科医の方と、ほかにもまだ何か、たしか以前にございましたよね、それ以外の。

教育長職務代理者 薬剤師。

伊藤委員 薬剤師。松戸市に一体何名ぐらいおられるのかというのは、ちょっと参考までにお教えいただけますか。

教育長職務代理者 学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師でしょうか、資料あれば、お願いします。

保健体育課長。

保健体育課長 今、人数なんですけれども、学校医につきましては、この4月1日現在で142名、学校歯科医162名、学校薬剤師42名という先生方をお願いしているところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 例えば、歯科医の先生162人もおられるということは、学校の数が65でしたっけ、

そうすると、一つの学校で複数の歯科医の方がおられるということですか。

保健体育課長 そうでございます。

教育長職務代理者 複数いるかという質問に対しては、そうだというお答えでございます。

伊藤委員 分かりました。そうですね。

教育長職務代理者 まあ一つ妥当なことなのではないかというふうにも感じます。

学校医等の状況についての質問がありました。この4名の先生方のことについてはもちろん異論はないというところであろうかと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、以上をもちまして質疑及び討論は終結とさせていただきます。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第3号

教育長職務代理者 続きまして、議案第3号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 スポーツ課でございます。大変恐縮でございますが、議案説明の前にお手元の資料10ページが差し替え、19ページの後に資料の追加がございます。訂正点でございますが、表彰対象者の追加が1名あり。

教育長職務代理者 すみません、ちょっと中断をしております。

失礼しました。それでは再び、最初からお願いします。

スポーツ課長 かしこまりました。

スポーツ課でございます。大変恐縮でございますが、議案説明の前に、お手元の資料10ページが差し替え、19ページの後に資料の追加がございます。訂正点でございますが、表彰対象者の追加が1名あり、追加したことによる訂正でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案についてご説明させていただきます。提案理由でございますが、松戸市ス

スポーツ推進委員として活動された方々が令和2年3月31日をもってご退任されましたことから、これまでの松戸市スポーツ推進委員としての多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し表彰するため、ご提案をさせていただいたものでございます。

10ページをお開きください。表彰候補者10名の方の名簿でございます。今回の表彰につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であった者という規定を適用し、具体的に3期または6年以上在職していた方を対象として提案しております。表彰候補者の経歴、構成概要等につきましては、推薦調書として11ページから19ページ及び追加の1枚のとおりでございます。経験の長い方は23期、46年近くにわたり本市のスポーツ振興推進にご尽力を頂いております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第3号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料10ページが差し替え、それから推薦調書が一部追加となっております。長い方は46年間ですかね。23期、46年ということです。いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回、10名の方が3月末で辞められたということで、新しい方の任命は前回たしかありましたよね。今回辞められた方々は、やはりご自分の体力的な問題とか、いろいろなそれぞれ事情がおりになったんだろうと思うんですけども、全体にスポーツ推進委員の方が少ない、定員を下回っているというような状況の中で、余り辞められる方が多いのは、できれば抑えたいというのもあるでしょうし、新しい人のリクルートを含めて、どういうふうにご考えておられるのか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願えればと思いますけれども。

教育長職務代理者 ありがとうございます。スポーツ推進委員の今後に向けて、あるいは、どのようなことを期待するかとか、あるいは、後に続く形を作るかというあたりかと思えます。いかがでしょうか。

スポーツ課長。

スポーツ課長 今、委員がおっしゃったとおり、年々高齢者の方が増えているということで、スポーツ委員に求める役割も増えまして、両立が難しいというのが現状でございます。仕事や家庭の事情の変化によって辞めてしまうという方も中にはいらっしゃいます。そういった中で、なかなか世代交代しにくいものが原因でございますので、今後そちらを含めて、推進

というか、若い方を、担っていただくような方を育てていくような形を何とか構築したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤委員 よくその辺は分かるんですが、具体的な方策として何か検討されているようなことはござひますか。

教育長職務代理者 次の世代を発掘したり、新しい方にお願ひしたり、あるいは推薦を頂いたり、いろいろなそういう仕組み、スポーツ課としてどのように考えていらっしゃるか、あるいは工夫があるのか、あるいは、なかなか現状、手をつけがたいところとして問題意識があるとか、そういった捉え方についてコメントを頂ければと思ひます。

生涯学習部審議監 生涯学習部の江部でござひます。

ただいまのご質問につきましては、今後、地域ですとかスポーツ協会、各競技団体等にもご相談させていただき、市内のスポーツに関して活躍されている方の情報なども踏まえて、これから構築していきたいと思ひます。

以上でござひます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員 結構です。

山形委員 10名の方、長年にわたって協力していただき、本当にありがとうございます。

今の伊藤委員のところが続くところで、委員の次のなり手のことで、以前も伝えましたが、これは意見です。公募やスポーツ推進委員のことを広報誌などに載せていただいたりとか、若い方だったらSNSを使ったりだとか、そういう形で、スポーツ推進委員さんはどんなことをして、どんなふう動いていらっしゃるかというのが30代、40代に見えるようにしていただけるとありがたいです。私自身、40代で、教育委員にならなければ、このスポーツ推進委員さんの存在を知ることはなかったです。多くの保護者の方にも子供がスポーツに参加するほうではない、文化系のものだったりする人もいます。そんな中にはパートナーは野球が得意だったり、サッカーが得意だったりとか、いろいろな背景があると思ひます。きっと何かやりたい方もたくさんいらっしゃると思うので、広報活動のほうを日々、よろしくお願ひしたいのと、やはりもう時代も大きく変わっていますので、町内会に入っている方の推薦というか、人から人への推薦という部分の調和もあるんですが、もう一歩チャレンジングなところも足を伸ばしてほしいなと思ひて聞いておりました。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見ですかね。

山形委員 はい、意見です。

教育長職務代理者 新しいやり方で、より広く、また時代も変わってと。そうですね、変わり目といえば今、本当の変り目の真ただ中におりますので、地域、地元、あるいは家庭とかに対する考え方も、これから、そこにどう投げかけていくかという意味での、スポーツ課としての役割を期待してのご意見だったと思います。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 ないようでございます。以上をもちまして質疑及び討論は終結とさせていただきます。

議案自体は10名の方のご労苦に感謝をするという議案でございます。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第4号

教育長職務代理者 続きまして、議案第4号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 本年度より社会教育課長となりました瀬谷と申します。よろしく申し上げます。

議案第4号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、市の区域内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためのものがございます。

さて、本件は昨年7月11日開催の教育委員会会議におきまして松戸市文化財審議会へ諮問を議決いただきました寛永二年銘庚申塔について、昨年8月9日及び本年2月7日に文化財審議会を開催し、審議の結果、議案書2ページにありますように、指定についてはこのまま適当と認められるとの答申を文化財審議会会長より頂きました。

文化財審議会からの答申の具体的な内容は松戸市指定文化財調書に記載のとおりでございます。

ますが、概要を申し上げますと、寛永二年銘庚申塔は、寛永二年、これは1925年でございますが、紀年銘が刻まれていることから、江戸時代初期の庚申塔と判断され、文献資料調査により、現状では千葉県内最古の庚申塔と判断される。また、山王廿一社信仰と庚申講の関わりを示す初期の例であり、歴史資料として価値が高く、貴重なものであるということから、文化財として指定することが適当であるとの判断がなされたものでございます。

こうしたことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定についてお諮りをするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第4号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

寛永二年銘庚申塔ということです。記憶に、これが上がったときのことを思い出しつつ。

武田委員、それではお願いいたします。

武田委員 文化財指定の承認のときに、たしか覆屋について、所有者の方に2万円程度の補助金のようなものを出して覆屋を作っていただくお願いをするということだったと思うんですが、現状はいかになっておられますでしょうか。

社会教育課長 2万円につきましては、ここにかかわらず、指定文化財を所有する方に報償として、お礼として2万円お渡ししています。今回の覆屋につきましては今、持ち主、これはお寺さんですね、でお話をしておりまして、お寺さんのほうでつけていただくような方向では進んでおります。

以上でございます。

武田委員 たしか、横に並んでいるので、一体として覆ったほうが、これ1個だけを覆屋作るというのはなかなか難しいんじゃないかという、その辺も含めてちょっと2万円ということに対していろいろなご意見があつたときあったと思うんですね。その辺も含めて、今ちょっと違うカテゴリーでの2万円だということで、その辺がちょっと判然としないなとは思ったんですが、そのあたり、もしこういうふうにしようというビジョンがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

社会教育課長 覆屋につきましてはちょっと、横にもあるので、幅を広げてという話は聞いております。そこも含めて今、お寺さんのほうとお話をしているところでございます。条例で、基本的な修繕というんですかね、そういうものについては所有者が行うことになっておりま

す。ただ、大きな修繕とかそういうときは、必要なときは市のほうも条例上では、予算を取って市の予算を使って修繕するというのも可能となっています。ただ、この件に関しましては、やはり所有者の方と、指定しているのは市ですから、今後どのような形で協力していただけるか考えていきたいと思っています。

以上です。

武田委員 続けてなんですけれども、この調査に当たって拓本を取られています。今回の指定がかかる以前から、拓本という行為は一応、本体に対して負荷がかかる行為なので、指定されましたという掲示であるとか、それと共にそういった禁止事項のような立て看板であるとか、何かそういったことはお考えなのか、あるいは、そういうところも含めて別に規定はないのか、その辺を教えてくださいと思います。

社会教育課長 今までの例を見まして、例えば、そこに対する注意書き、注意書きというのは、何々をやっては駄目だよとか警告みたいなもの、そういうことは今現在やっておりません。指定されることによって、説明板、これはどういうものかと、指定文化財ですというような、見てくださった方がその歴史なり、その価値なり分かってもらえるような説明板のほうは設置させていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 武田委員、続けてどうぞ。

武田委員 意外と拓本を趣味にしている方っていらっしゃるんですよ。興味ない人からすると、何でそんなことするのと思うかもしれませんが、拾集される方はいらっしゃいます。京都であるとか奈良とか文化財があるところというのは、すごくそういうことにナーバスになっているところもございます。どういう形で注意、注意というのが適当なのか分かりませんが、まず、可否を含めて決めたほうがいいなと思うのが私の気持ちです。そういうことをやめてくださいという形のお願いなのか禁止なのか、今後何かもっと重要なものが出てきたときに、決まっていませんというよりは、これはいい機会なので、もしこういうものが出てきた場合にどういう扱いにしますかということ一度検討していただくためにもいいタイミングではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

社会教育課長 どうもご意見ありがとうございます。そうですね、確かにそういう方がいらっしゃるというようなことであれば、やはりこれからそういう重要な文化財を今後保存していく、継承していくという意味でも必要なことかもしれませんので、内部でまずは検討させていただきたいと思っています。

以上です。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 所有者との役割分担ですかね。役割といいますか、市は指定した上で何を負うのか、所有者が何を負うのかというところで、大変難しい問題をはらんでいて、市が全責任を負えるものでもないし、逆に市の意向でできるものでもない中で、どう保存という一つの方向に向けて力を合わせるかというところですので、前向きなご意見とご回答だったと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして質疑及び討論を終結させていただきます。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第5号

教育長職務代理者 続きまして、議案第5号「松戸市教育委員会の非常勤職員等に係る災害補償に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第5号「松戸市教育委員会の非常勤職員等に係る災害補償に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、議案書28ページの提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の導入をするに当たり、関係規則を整備するためでございます。

それでは、29ページ、改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

改正すべき内容につきましては、題名部分と第1条及び第3条についての下線部分になります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行後、臨時的任用職員については常時勤務を要する職につく職員として位置づけられ、適用法令が地方公務員災害補償法の第2条第1項に規定される職員となることから、題名、第1条及び第3条の下線部分の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

会計年度任用職員制度というワードがこの予算のところから大分出てきておりまして、それが結構根本的なところで身分に関するものであり、関連する改正が必要になったという大きな流れの中の一つなんだろうというふうに思います。

いかがでしょうか。確認すること等ありましたら、ご質問いただければと思います。

伊藤委員。

伊藤委員 では、ちょっと確認だけさせてください。私の理解が合っているかどうかなんですけれども、これまでの改正前の非常勤職員等の「等」というのが今回なくなるわけですよね。その「等」というのは、これまで非常勤の職員または臨時的任用の職員ということで、非常勤の職員に加えて、臨時的任用の職員というのが入っているがために「等」となっていたわけですね。今回、臨時的任用の職員というのが会計年度任用職員制度ということで新たに規定されることになったので、もうそこで「等」がなくなってもいいということで、今回、非常勤職員だけになって規定されるということ、分かりやすく言うと、そういうことでよろしいでしょうか。

教育企画課長 「等」というところが、今、委員おっしゃるとおり、臨時的任用職員という部分と非常勤の職員というものが2種類あったところで「等」という言葉が入っていたんですが、このたび、臨時的任用職員というのは、先ほどご説明させていただきましたが、常勤勤務を要する職員、いわゆる常勤職員と同じ時間、勤務をする職員と位置づけられましたので、適用法令が、会計年度任用職員制度と別に適用法令が、地方公務員災害補償法のほうに入るので、「等」というところが変わるということになります。ですので、現行上では非常勤職員等の「等」というのは、非常勤職員と臨時的任用職員ということになりますが、改正案につきましては非常勤職員に係るということですので、では臨時的任用職員はどこに行くんだということになりますが、こちらのほうは常勤職員と同じ地方公務員災害補償法の法律のほうに準ずるとということになりますので、この「等」というところと文面で臨時的任用職員と

というのが削除されていると、そういう形になります。

以上でございます。

伊藤委員 そうしますと、提案理由の中で会計年度任用職員制度の導入に当たりとあるんですけども、こういう制度が導入されたことで変わるというのが、ちょっと理解しにくいんですが。

教育企画課長 お話のとおりで、この会計年度任用職員制度が導入されるということで、この地方公務員法と地方自治法の一部を改正する法律というものも施行されたということで、その制度が導入されたことによって、この法律も改正されましたので、それに準じてこちらも変わったと、そういう順番でございます。

教育長職務代理者 要は、会計年度任用職員がこれのどこに当たるというよりも、会計年度任用職員という制度を導入することによって起きた、玉突き的に起きてきた改正ということなんでしょう。伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 まあ何とか理解しようと今、していますけれども。分かりました。

教育長職務代理者 今度でいう会計年度任用職員という立場の方は、今までは臨時的任用の職員だったんですかね。

伊藤委員 それが常勤職員と同じに。

教育長職務代理者 常勤職員のほうに移ってしまったので、それはそっちの制度があるから、こっちは純粹にといいますか。

伊藤委員 常勤の職員というのに移った理由が、この会計年度任用職員を導入したことによって、そうなるという。

教育長職務代理者 そうなったということなんです。

今、雑談のように言っておりますが、一応こういうことで、よろしいという認識でよろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 よろしいというご返事頂きましたので。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、以上をもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上でございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

◎その他

教育長 いつもの閉会よりもかなり早く議事が進みましたが、私のほうから、予定にはないんですけれども、恐らく皆さんご心配されている部分が大いだと思いますので、報告といえますか、現状の把握ということでお話をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルスの対策といえますか、それによる現状ということでございます。

まず、ご存じのように学校のほうは再び休校しているところです。3月2日から、根拠があったのかなかったのか分からないですけれども、突然の休校がありまして、3月末に一応、24日までで明けて、春休みは予定どおり組みました。でも、今月の6日から再び休校処置ということで今に至っております。

ただ、春休みのときの予定は、最初に出した予定では、4月6日から休校はするけれども、各学校の事情に応じて、指導日ですとか、あるいはクラスの半分ずつ登校させながら遅れている授業のほうをケアするとか、そういったことも考えておったんですが、今回の緊急事態宣言によりまして、それももうほとんどなしで行きましょうということで、5月6日までの休校ということで今は進んでおります。

一方、文化面、それからスポーツ面の社会教育施設につきましても、例えば、図書館は途中で本の予約貸出しだけでも始めましょうかということで、あるいは博物館ですとかそういったところも、途中からもうやっぱり見ていただきましょうかとか、という動きも挟んだのですが、結果的に今のところは全部休館ということで、今回は、外の体育施設、スポーツ施設もずっと開けていたんですけれども、今はもう全部閉めている状況です。

何しろウイルスの正体が全然、正体といえますか、対応も全然見えないところですので、そういうふうには防戦一方といえますか、みんなでとにかくしのぐしかないかなというふうな状況でございます。

今後ですけれども、今、市役所では毎日9時から対策協議を行っております。毎日、毎日、

とにかくいろいろな情報が、毎日のようにじゃなくて毎日変わっていくので、その日、その日で新しい対策が出たり、新しい対応が出たりとかということを、何とか頑張ってみんなでやっっていこうということでやっております。

子供のみならず、職員のほうですけれども、職員も、例えば今日もこういう形にしておりますのは、市役所全体で、例えばAチーム、Bチームに分けて、1人でも感染した場合に、その課なら課が全部自宅待機ということにならないように、業務が止まらないように、これは学校にも、もう始まっているかどうか分かりませんが、そういうシステムを作って実施するよというところで進んでおります。学校のほうは県の職員なので、ちょっと、この後どういうふうな対応が県から来るのか分かりませんが、もう差し迫って今、それが必要なので、とにかくみんなで市の職員と合わせて動かしようというところです。

今のところ、例えば昨日の各学校への預け入れ、放課後児童クラブに行っている生徒は別として、学校のほうでということですが、全体で百何十名という、全校で百何十名というところですので、3月のときよりもかなりまた少なくなっている状況です。聞くところによりますと、放課後児童クラブへの参加もまた少なくなっているというところなので、かなり皆さん、自宅で頑張っていらっしゃるのかなというところでございます。

今日、そういった意味で、私が年度初めに話す予定だったものを皆さんにもお配りしたのですが、今は状況をお話ししましたけれども、そうやってマイナスのイメージばかりじゃ、もうしょうがないので、こうやって新しく生まれてきた環境を何か今後の働き方改革とか、いろいろな改善といいますか改革につなげることができればなということで、考えています。例えば校長会も、先ほども申しましたけれども、来週予定しているんですが、3つに分けてやります。テレビ会議のようなシステムもやれたらいいなとか、そういう準備も、できたら進める。いろいろなICTも使いながら、働き方を今までにない考え方で、あるいは今までちゅうちょしていた部分をちゅうちょせずにやることによって、プラスの方向が生まれたらなということもあります。それも含めて、もしお一人お一人、何かいろいろ質問とか思うところがあれば、お聴きしたいと思っておりますけれども。

教育長職務代理者 せっかくの機会ですので。大きな絵でいいと思うんです。細かいことでもいいと思っておりますけれども。

山形委員。

山形委員 eライブラリーの活用のほうを中学校でさせていただいていたんですが、その実施状況というか、どのくらい動いているかというのは、各学校のほうにお任せ、何かそういう

報告とかはあるのでしょうか。活用について知りたいです。

教育長 それはあります。昨年から、昨年度、予算をきちんと作って、それで動いていたんですが、なかなか正直、広まりが鈍かったところがあります。ですので、そういった意味では今回は結構増えてきて、実は隣の情報センターでも、急に増えたもので、対応に困ったという状況ありますので、ある意味、そういった意味ではいい方向になったなというふうに思っています。

山形委員 低学年の見守りに関して、何か先生たちのトラブル、生の声というか、何か届いていたら、どんな声があるのかというのが知りたいです。

教育長 いや、余り、例えば困ったとか、そういう声は聞こえてこないですね。やっぱり教員というのは子供たちを見るのが好きでやっているの。こっちから見ていて危惧しているのは、教えたり、何かさせたりするのが好きな人たちなので、やり過ぎないかなとかそういうのは若干、見ていて、あります。教育活動とは違うので、その辺の思いもありますけどね。

山形委員 分かりました。もう一点。私もPTAに入っているんですけども、やっぱり各学校、PTAなども、これからどうやって動こうかと思っているんですけども、教育長的に何かアドバイスというか、私もICTを使っていこうとは思っているんですが。

教育長 今のコロナ対策としてですか。

山形委員 これに対して、PTA活動として。

教育長 今入ってきている情報だと、ほとんどの学校はもう総会は書面でやっていこうかと。本部役員の人たちだけが集まって、書面の資料を頂いた上でいろいろなことを進めようかというふうな方向かと思います。でも、今おっしゃられたように、ネットとかを使ってやれるのであれば、また新しい方向で。ある意味、こういうときほど保護者の皆さんがある程度連携を取って、まとまった形で、教員サイドとはまた違う形で、子供たちのために動いていただければなというふうに思います。ですから、PTA組織のように、PTAでない名前もありますけれども、保護者の皆さんがやっぱりある程度まとまった形で動くという環境を再構成といいますか、改めて認識していただいて、動いてくださればなというふうには思います。

山形委員 はい。ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがですか。

伊藤委員から、では。

伊藤委員 政府の緊急事態宣言も5月6日までですし、先ほどのお話だと5月6日までは休校だということですが、毎朝、市役所で会議をされるのは、現状を分析するということを中心

になって、つまり、例えば独自の判断で、もっと早く始めようとか、何か新たな措置を取る
ということを検討するという、そういうことを決める、そういう可能性はないんですか。

教育長 全くないとはいえないですね。ただ、今回の、例えば校長さん方にも最初はなかなか
理解していただけなかったんですけれども、この新感染症対策については市長が主導、リー
ダーですので、これは市長部局のいろいろな動きによって、私たちもその中の一つとして動
くことになります。私たちから、提案はしますけれども、決められるのは向こうなので、で、
9時からの会議というのは、市長さん、副市長さん、私初め、向こうでの会議ですので、そ
の一環の流れの中で、市教委というか教育行政がどう動くかということになっています。

伊藤委員 それには教育長が入っておられるんですね。

教育長 そうです。

武田委員 本当に想像していないことが起きているので、何ということも言えないんですけれ
ども、私は図書館をよく利用しているのですが、例えば市のほうで音楽配信のナクソスって
やったださっているんですけれども、あまり使われていないと司書さんがおっしゃって
ました。これから学習の遅れを取り戻す授業の再構築のなかで、音楽の授業や美術の授業
で多分、全くないがしろにされる状況がこれから起こり得るのではないかと想像します。何
でもいいですから触れるというのは大事なことだと思います。ナクソスの番号って、例えば
図書館じゃなくても、何かメールみたいなもので頂けていけば、2週間なり聞ける、学習課
題を子供たちに送るということをやっているとおっしゃっていたので、例えば、書くほう
もすごく松戸は力を入れているから、例えば何か1曲でもいい、今年がベートーベンのメモ
リアルイヤーだから、ベートーベンの中の曲を1曲聞いて感想の文章を書くなどの、国語と
音楽の連携とか、何かそういったものでもいいですから、文化もちょっと課題の中に入れて
いただければと思います。例えば美術と家庭科もミックスできるだろうし、今だから家庭で
だからできることというものもあって、例えば、作った食事を写真に撮るとか、いろいろな
何というか、今までできない学習というのが、そういう5科でないものってできるんですよ
ね。そういうのをちょっと想像していただいて、家族コミュニケーションにもつながるよう
な、ふだんクラシック聞かないけれども、意外と聞いたら好きだわという人が一人でも増え
るいい機会になれば、それはそれですごくすてきなことなので、ぜひ活用していただけたら
いいなと思います。

教育長職務代理者 この時期だから、逆に取り組めることを発信できるソースが、もう実はあ
るものもあると、それをぜひという。

武田委員 はい、そういったことでしたら、いろいろ考えてみたいです。

教育長 武田委員さんの、例えば何か造形をビデオに撮って流すとかね。

武田委員 いいんですか。

教育長 いろいろそういうのを模索……

武田委員 そうですね、いろいろな、例えば、家の中にある食器で、何焼きという地方の窯元を社会科の授業にミックスして、「何でこんなのがうちにあるんだろう、そうか、お父さんの実家は九州だったから伊万里焼があるんだね」とかそういう、何か社会科の授業のような美術の授業のような、いろいろとできることって逆にあるかなと思うと、何かせっかくのチャンスだと思って、コミュニケーションできる保護者の方が家に一緒にいる方は、そういうことも想像してぜひ深めていただくと、私が本当にやりたかったことの一つなので、うれしいなと思います。

教育長職務代理者 本当に行動が限られているので、今、外に出ること、それこそ家の中にあるものでやるしかないという、今この1か月、もしくはちょっと長くなるかどうか分かりませんが、その間にできることとして。

あとは、ネットの環境、メールとそれぞれの通信環境をどうかということをごんんに早く突きつけられるとは、私もちょっと思わなかったんですけども、ちょっとこれは頑張っ、松戸市という規模でどういうことができるのかは真剣に、かつ早急に取り組むしかないのかなという、ちょっと考える順番がいきなり変えられた感じはしますけれども、しかないのかなというふうに思います。子供たちにしろ、高齢者にしろ、家の中にいるという、これぐらいはいいだろうと思っていたことが、だんだんやっぱり、ちょっと待てよというふうになってきて、外に出歩く、公園に行く、遊具ももう使わないということになったんですかね、遊具は触らないようにというふうに松戸市のほうでも多分、なっているかのようなことが出たような気がしましたけれども、そういうことも含めて、当面、それから少し中期的なことも含めて、ぜひ、今出せる知恵を身近な対応とともにやっていく、これをまとめていく、本当に大変だと思いますけれども、委員会内でぜひ、そういうことに当たられる立場の方もいていただけるとありがたいなというふうに思います。

伊藤委員。

伊藤委員 人混みの中に出ていっちゃいけないけれども、外に出るのはむしろ推奨されているんでしょう。

教育長職務代理者 むしろ推奨だけれども、公園とかはもう今。

伊藤委員 公園の中でわっと集まって何かやるのは、それは人混みというか、密集になるので、よくないけれども、外に出て、例えば散歩をするとか、あるいは、例えば公園で何か砂遊びをするとか、子供でもね。だから、むしろ健康のための外へ出るのは全然問題ないですと。

教育長職務代理者 全然問題ないと思います。

教育長 文部科学省はそう言っています。少しずつこう、ずれがある。

教育長職務代理者 そうなんです。これはいい、これが悪いという結論が出ていないというのが、今の本当に流動的なことだと思うんです。

伊藤委員 散髪なんか、かなり議論ありますよね、やれいいのか悪いのかとか、自粛のあれに散髪は入っているのか入っていないのかと、床屋さんね。だから、場合によって地域によって違うのかもしれないし。

教育長職務代理者 そうですね、地域によっても違います。

伊藤委員 そういう微妙なのはあるんだけど、ただ、私の理解では、外へ出るのは。

教育長職務代理者 私もいいと思います。

伊藤委員 推奨はされないにしても、いいかもしれません。

教育長職務代理者 私もいいと思うけれども、全体にアナウンスした瞬間、今度は公園がホットスポットになるみたいなことになるので、それは避けたいと多分、行政は今、思っていると思います。

伊藤委員 混み合う状況はよくないですよ。

教育長職務代理者 なので、なかなか。散歩はいいよということにはもちろんなっていると思うので、そういう中でできることをちょっと提案をしていくというのを、また学校も検討して提案したときには、またそれも状況が変わっているかということもあり得るので、この短期的なことと、それから、これから先を見据えた変革という意味での、ちょっと取り組めることと、両方を。

教育長 教育行政のほうからシステムとしての、先ほど言ったように、いろいろなところもありますし、一方で子供たちの教育という面では、最初の2月末の臨時校長会議で言った中の一つは、子供たちに、とにかく自分に責任を持つこと、自己責任、自分の行動に責任を持って、休みに入るわけだから、そういう力を身につけさせるのにはいいチャンスだよという話を校長会でしました。でも、こうやって状況がまた少しずつ変化してくる中で、私はもう一つ、仏教用語で利他ってありますよね、やっぱり周りをちゃんと、あるいは他の人のことを考えながら自分の行動を考えるという、そういう力も、ふだんはなかなかそこまでは教え

ることできないので、こういうときに、そういうこともちゃんと意識するんだよという、年齢にかかわらず、そういうふうな指導もある意味、学校からは発信していただきたいというふうには思います。そういう力がどっちかという今、弱まっているから、そういう意味ではいいチャンスかなという。いろいろな意味で、いろいろ試行錯誤をここ何週間かはしなければいけないという、いつまで続くか分かりませんが、またいろいろ周辺で何かありましたら、お願いします。

では、よろしいですか。

では、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

山形委員 いいですか、ご紹介しても。

教育長 では、はい、お願いします。

山形委員 オンラインの情報について、情報共有をさせていただきたいと思います。お配りしたものが、資料2点ありまして、1枚目がNPO法人 e b o a r d という、eラーニングをかなり前から、3年ぐらい前から無償で提供しているNPOでそちらのサイトでまとめてくれているサイトをURLから抜粋してきました。

上のほうが、お子さんと先生と一緒に共有して使うチャットツールのようなものです。これも今、グーグルクラスルームについてはかなり長く使えるのかなと思いますし、eボードのほうも無料で使えるようになっています。

もう一つ、下にあるほうが遠隔会議ツールになっています。この休みになってから、地域の子育て相談は全て止まったんですけども、オンラインのほうで子育て相談しているのと、毎日のようにイギリス、ニュージーランド、静岡、福岡と、毎日のようにいろいろな助産師さんやママとオンラインを通じて、会話、育児相談しています。z o o mのシステムを使っています。子供たちもオンラインを通じて、たくさんの地方の友達とおしゃべりをしたりしています。活用の仕方によっては、スムーズに使えるのかなというのと、イギリスの助産師さんのご家庭に小学生のお子さんがいまして、そこは休校になったときに、既にタブレットを各自1台ずつ持っていたので、課題は全てタブレットに配信されるのと、週に1回、オンラインで学校の先生と、クラスルームではないけれども、近況報告を顔を見ながら話をできるというようなのを、オンライン上でつながっている後ろで話をしている子供さんの声を聞くことができました。生き生きとした声で先生とお話をしている姿なんかもありました。まだまだどのくらい続くか分からないのですが、多くの保護者がスマートフォン、L I N Eは持っています。L I N Eのビデオ通話は簡単に始めることができますので、保護者と電話連

絡を取った後にLINEのビデオ通話を試してみると、あとはズームも40分無料で使えるのと、学校のほうにも休校期間は無料で使えるようなシステムもあつたりします。こういうものを活用していただけたらいいかなと思いました。

その下に、グーグルがかなり学校教育に力を入れたシステムを使っています。これは学校の先生が学校からおうちに配信するようなシステムです。かなり詳しく出ているので、ご覧になっていただけたらと思います。

次の2枚目のほうが、昨日のnews zeroでも報道されたものです。全国で今、177名の助産師が協力しまして、オンラインで両親学級と児童館イベントをさせていただいています。私もその立ち上げメンバーの一人として、先日もテレビの報道に参加させていただいたりしております。妊婦さんや産後のお母様たちというのは、やはり特に不安で、妊婦さんはとても不安が強いことを現場からも声を頂いているのと、こういうことがあつてよかったという声も聞いております。19日まで継続していく支援になっております。全て無償でやっていますので、お近くに妊産婦さん、産後のお母様、不安を抱える女性がいましたら、ぜひアクセスしていただいて、助産師とつながっていただけたらなと思います。

以上です。

武田委員 ちょうど山形さんがいるので聞きたいんですけども、ニュースで、自粛地域に指定された県の妊婦さんが地方に出産で帰省できないという事案があつたんですけども、それを聞いてすごくびっくりしました。実際には、生まれてからのほうが乳幼児に対して、それこそ公共交通機関に乗って病院に通わなきゃいけないタイミングって増えますよね。それなのに、今、帰省できないというよりは、検査をして陰性ならばご実家なり何なりに帰ったほうが安心してできそうなものというところで、PCR検査を、妊婦さんのそういう要望に合わせて、そういう受け入れる側の安全を確定して地方に逃してあげるというようなことはできないのですか。どっちのほうが正しいのかなと思って、助産師としてどう思われましたか。

山形委員 まさにそれを、産科麻酔科医の先生とやり取りをしてきたんですが、産婦人科学会で里帰りをしないでくださいという通達が出ました。なので一斉にそのような動きになっていますが、武田委員がおっしゃるように、本来だったら検査をして、もしくは帰宅後2週間どこにも接触をしないで、それから産婦人科に受診するなりの方法があるのではないかという意見と、もう第一声、学会が決めたことがすごく大きなリスクを生んでいる。実は、おっしゃったように生まれた後のほうがとてもリスクが高いんですよ。オンラインのクラスを

2クラスさせていただいて、30名以上の妊婦さんに会う中で、個別でお話しすると、やはり関東近辺の方が多くいらっしゃいます。その方たちが里帰りができないのは本当に大きな問題だと思っているので、助産師の中でも今この話題は挙がっているので、何かしら発信をしていきたいのと、厚労省のほうは妊産婦に向けて、仕事を休むなりの通達は3日か4日前に出しています。その辺に関してもいろいろな関連機関に生の声を、こういうものを通して、伝えていきたいなと思います。

本当は、検査をして陰性だったらというのがありますが、ただ、陰性になってもまた陽性になっているというようなことがあるので、その医師から聞いた、移動した後2週間どなたとも接触をしないというような形での受診というのは、有効なのではないかと思ったりしています。医療現場の生の声も聞きながら、やはり自分が感染者になって加害者にならないかの緊張感と、どんどん埋まっていくベッドの中で、医療現場の人たちもすごく苦しい思いをしています。また、子供たちも保育園に何とか預かってもらっている部分はありますが、東京都もいろいろばらばらと、休園になったりとか、その中でみんな水際で頑張っているような現状です。

武田委員 逆に、検査して帰省していいというようなことが許されるようなことが起きると、今、妊婦さんでいるお母様の、例えば、上のお子さんは小学生だったりということも往々にしてあり得るわけで、自粛が長くなる中で、オンライン授業なども含めて、あるいは自治体をまたいで、行った先での学習みたいなものまで、少し織り込みで、先走りかもしれないけれども、もしそういうことが起きたらということも考えてもいいのかなというふうに思いますね。

山形委員 本当です。今回のだけではなく、また別のチームで、LINEのほうでも、「まちの赤ちゃん保健室」という、LINEサービスでネウボラネットワークの方が立ち上げをしたもので、そちらにもボランティアとして参画しています。何かできることを模索していきながら、とにかくお話をすると皆さん、安心されるので、ずっと大人と話していないというのがかなりリスクが高いと考えます。夫婦間でもけんかになる、パートナーがお休みで、自分も休みで、子供も休みで、そんなに子供とゆっくり過ごしたことの無い方が、それこそ武田委員がおっしゃったような、家庭で学びを育むような、遊びながら学ぶことというチャンスがなかったりだとか、家庭科の力が本当は生きる力だなと私は痛感しているので、そういうところの視点なんかも何か、ホームページだとかYouTubeだとかを通して、こんなやり方があるよというのを提案していただけると、とてもありがたいなと思ったりしています。

す。

教育長 なかなかね、要するに正解が分かりにくいんですよ、今回のこのコロナウイルスの問題は。みんな犯人が分かっていないから、犯人の特性が分かっていないので、何を議論しても正解が出ない、そこが一番やりにくいです。というところで、まだまだご協力をお願いします。

では、次回の教育委員会の会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 次回の令和2年5月定例会の日程につきましては、令和2年5月14日の木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和2年5月定例教育委員会会議は、令和2年5月14日の木曜日、午後2時より教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和2年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員